４．審査方法について

以下に示す審査方法により免除の可否及び免除金額を決定します。

【入学料免除】

家計基準による審査の上、予算の範囲内で半額免除となります。ただし、入学料免除の予算は非常に限られており、家計基準を満たした者の中でも、例年ごく少数の者にしか許可されません。また、学部学生で修学支援新制度（以下「新制度」という。）の支援対象となった場合は下記の基準によらず、新制度の採用区分により免除額が決定されます。

【授業料免除】

家計基準及び**学力基準**による審査の上、予算の範囲内で半額又は全額免除が許可されます。

【学部学生（留学生を除く）の独自基準】

1. **新制度の支援対象者**
   新制度の支援対象となった場合は、家計基準及び学力基準によらず全額免除となります。
2. **2024 年度までに入学した学部学生（留学生を除く）**
   新制度の支援対象外かつ、世帯の総所得金額が 218 万円以下（給与収入のみの場合は 400 万円以下）の場合、学力基準及び家計基準による審査の上、全額免除が許可されることがあります。
3. **2025 年度以降に入学した学部学生（留学生を除く）　※注意点を参照**
   新制度の支援対象外かつ、世帯の総所得金額が 358 万円以下（給与収入のみの場合は 600 万円以下）の場合、学力基準及び家計基準による審査の上、全額免除が許可されることがあります。
   また、家計基準を満たさない場合であっても、以下の要件を全て満たす場合、4 分の 1 免除が許可されることがあります。
   - 令和 7 年(2025 年)4 月以降に入学した学部学生（留学生を除く）
   - 授業料免除に一般申請（父母と同一生計）で申請する者
   - 世帯の総所得金額が 358 万円超～642 万円以下（給与収入のみの場合は 900 万円以下）
   - 新制度の「大学等への入学時期等に関する要件」を満たす
   - 基準日時点で父母又はこれに代わって家計を支える者が指定の地域に居住している
     （指定の地域：１都３県（東京、神奈川、埼玉、千葉）以外）

※注意点

・上記基準に記載されている「総所得金額」は、次ページ【家計基準】に記載されている「総所得金額の計算方法」により算出される「総所得金額」です。

・上記３の独自基準は新しい授業料額が適用される学生のみ対象です。
2025 年度以降に編入学、再入学、転入学、学士入学した者で旧授業料額が適用されている者は、上記基準３ではなく、上記基準２により審査されます。

・上記３の独自基準について、「住民票住所」と「申請書に記入されている家族（父母）住所」の両方が指定地域である場合に対象となります。

【家計基準】

以下に示す計算方法により、家計評価額（*）がゼロ円以下になれば、適格者となります。

〇家計評価額の計算方法

家計評価額(*) ＝ 総所得金額 － 特別控除額（別表1参照） － 収入基準額（別表2参照）

［総所得金額の計算方法］ 総所得金額(**) ＝ 給与所得（①給与所得参照） ＋ その他所得（②その他所得参照）

〇総所得金額の計算方法

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の場合は、収入金額（税込、千円未満は切り捨て）から、次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります。

収入金額(税込)	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×０．２＋83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×０．３＋62万円
653万円を超えるもの	258万円

(計算例)

給与収入が104万の場合
104万－104万＝0

給与収入が150万の場合
150万－(150万×0．2＋83万)＝37万円

給与収入が400万の場合
400万－(400万×0．3＋62万)＝218万円

給与収入が750万円の場合
750万－258万＝492万円

＜注意点＞

・父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は、各人ごとに上記の控除計算をしたあと、合算してください。

・同一人に 2 つ以上の収入源があって、いずれも給与収入の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。

・基準日（前期 4 月 1 日、後期 10 月 1 日）時点での就業状況に基づき、年収を計算します。

後期の審査において、10 月から就職した場合は、6 ヶ月分ではなく 12 ヶ月分の収入額を算入することになります。

② その他所得

営業所得、農業所得、不動産所得、株式の売買による所得、配当金、山林所得、養育費、申請年度受給奨学金（留学生の授業料免除の場合のみ）などが該当します。

確定申告書の所得金額については、千円未満を切り捨てた上、そのまま算入します。（所得が 2 つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算方法にて計算後合算します。）　ただし、マイナスの場合は０として扱います。

奨学金については、留学生のみ申請年度の受給予定金額をそのまま算入します（授業料免除のみ）。

（備考）2023 年 12 月 1 日以降に就職、転職、開業等をした者に関しては、年収を推算する必要があります。

別表１

特別控除額

《Ａ．本人を対象とする控除》

学部学生・大学院学生・・・　　自宅通学者　280,000 円　　自宅外通学者　720,000 円

（備考）一般申請の場合、自宅通学者とは、父母等と同居している者、自宅外通学者とは、それ以外の者です。
大学院学生で独立申請の場合及び留学生は、原則として**自宅**通学者扱いとなります。

《Ｂ．世帯を対象とする控除》（世帯構成の考え方は、学部学生は 5 ページ、大学院学生は 7 ページを参照すること。）

１．母子・父子世帯　※1　　490,000 円

２．就学者のいる世帯（申請者本人を除く就学者１人につき）　※2

就　学　区　分			自宅通学	自宅外通学
小学校の児童			80,000円	
中学校及び中等教育学校の前期課程生徒			160,000円	
高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒		国・公立	280,000円	470,000円
		私　立	410,000円	600,000円
高等専門学校学生		国・公立	360,000円	550,000円
		私　立	600,000円	800,000円
大学学生		国・公立	590,000円	1,020,000円
		私　立	1,010,000円	1,440,000円
専修学校生徒	高等課程	国・公立	170,000円	270,000円
		私　立	370,000円	460,000円
	専門課程	国・公立	220,000円	620,000円
		私　立	720,000円	1,120,000円

３．障害者のいる世帯　※3　　一人につき　860,000 円

４．長期療養者のいる世帯　※4　　実費

５．主たる家計支持者が別居している世帯　※5　　最高　710,000 円

６．火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯　※6　　実費

７．父母・配偶者以外で生計が同一の者が収入を得ている世帯　※7　　一人につき最高　380,000 円

（備考）

※1　源泉徴収票または確定申告書で「ひとり親控除」「寡婦控除」がついている場合は控除できる等、母子・父子世帯については定義があります。

※2　各種学校、研究生、聴講生、科目等履修生などは就学者控除の対象になりません。また、申請者本人は《Ａ．本人を対象とする控除》により控除されるため、《Ｂ．世帯を対象とする控除》の就学者には含まれません。

※3　障害者の他に要介護認定（要支援認定は除く）を受けている者も控除対象となる場合があります。

※4　長期療養は実費控除（最高 1 年）できますが、移動等に使用したタクシー料金等は控除できませんのでご注意ください。また、申請どおりに控除されない場合がありますので、ご了承ください。

※5　主たる家計支持者が勤務の都合により別居している場合は最高 710,000 円の控除を受けられますが、これを下回る場合の控除額はその金額になります。

※6　罹災につきましては、提出した書類どおりに控除されない場合がありますのでご了承ください。

※7　世帯内に父母・配偶者以外で生計が同一の者が収入を得ている場合は、総所得金額に合算することがあります。この場合は最高 380,000 円の控除（給与収入は給与所得計算後の金額から控除します。）を受けられますが、380,000 円に満たない場合の控除額はその金額になります。

別表２

収入基準額（世帯構成の考え方は、学部学生は５ページ、大学院学生は７ページを参照すること。）

●2025年以降入学の学部学生の収入基準額(※)

	授業料免除		入学料免除・入学料徴収猶予・授業料徴収猶予	
世帯人員	1人	2，010，000円	1人	1，670，000円
	2人	2，920，000円	2人	2，660，000円
	3人	3，300，000円	3人	3，060，000円
	4人	3，530，000円	4人	3，340，000円
	5人	3，770，000円	5人	3，600，000円
	6人	3，940，000円	6人	3，780，000円
	7人	4，080，000円	7人	3，950，000円
	(+1人)	(＋140，000円)	(+1人)	(＋170，000円)

●上記以外の学生の収入基準額

	授業料免除				入学料免除・入学料徴収猶予・授業料徴収猶予			
		学部	修士・専門職	博士		学部	修士・専門職	博士
世帯人員	1人	1，160，000円	1，240，000円	1，740，000円	1人	1，670，000円	1，820，000円	2，540，000円
	2人	1，680，000円	1，800，000円	2，800，000円	2人	2，660，000円	2，900，000円	4，040，000円
	3人	1，900，000円	2，050，000円	3，230，000円	3人	3，060，000円	3，340，000円	4，670，000円
	4人	2，030，000円	2，200，000円	3，510，000円	4人	3，340，000円	3，640，000円	5，070，000円
	5人	2，170，000円	2，360，000円	3，800，000円	5人	3，600，000円	3，930，000円	5，480，000円
	6人	2，270，000円	2，450，000円	3，980，000円	6人	3，780，000円	4，120，000円	5，740，000円
	7人	2，350，000円	2，540，000円	4，150，000円	7人	3，950，000円	4，320，000円	6，020，000円
	(+1人)	(＋80，000円)	(＋90，000円)	(＋180，000円)	(+1人)	(＋170，000円)	(＋200，000円)	(＋280，000円)

(備考)世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに(＋1人)円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算します。
※ 編入学、再入学、転入学、学士入学をした者に係る収入基準額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

【学力基準】※授業料免除申請者のみ

（学部）

ア．第１年次に在籍する者（新入学者・在学１年目の学生）
　新入学者は入学試験の合格をもって適格とみなします。

イ．第２年次に在籍する者（前期課程２年目以降（降年・留年による１年次含む））
　成績が「優上の単位数＋優の単位数＋良の単位数≧可の単位数＋10」の者

ウ．第３年次に在籍する者
　前期課程の修得すべき科目を修得した者で、その成績が「優上の科目数＋優の科目数＋良の科目数≧可の科目数＋5」の者

エ．第４年次以上に在籍する者
　各学部で定められた成績基準により判定し、優秀と認められる者

※単位数、科目数の計算は、自動発行機等で発行される「成績証明書」に基づいて行います。
（UTAS で確認できる細分化された科目ごと、学期ごとの成績での計算と結果が異なることがあります。）

（修士課程、博士課程、専門職学位課程）

各研究科において、成績及び研究業績などを判定し、優秀と認められる者

※標準修業年限を超過して在学する者は、原則として授業料免除の対象となりません。
　詳細は「様式８ 修業年限を超えた理由書」をご確認ください。

学力基準の審査は**申請者の所属する学部・研究科**で行っています。詳細については**各部局の奨学担当へ**お問い合わせください。ただし、基準を非公開としている場合もありますので、あらかじめご了承ください。